

## 相手先未記載支出は 直ちに使用秘匿金？

**赤** 字法人であっても、使用秘匿金があると、その金額の40%もの法人税が別枠で追加課税されます。使用秘匿金は、法人の支出する金銭等のうち、相当の理由がなく、相手先の氏名等を当該法人の帳簿書類に記載していないものをいいますが、その記載要件は申告書の提出期限において充足している必要があります。税務調査を受けた時にはじめて使用を開示したというのでは遅すぎるのです。

**も** し、ビール券や商品券を交際費として贈答したものの、その相手方の氏名等を会社の帳簿書類に記載することなく放置していたら使用秘匿金になってしまうのでしょうか。税務調査の中でそのよ

うな指摘を受け、更正処分になったという事例があります。

**更** 正の理由は、「商品券等の配布先をすべて管理している」と言いながらその意味は発注控をみれば配送先が判明するはずということに過ぎず、それも紛失していたり、発注先でもその原票保存が確認できないのだとしたら、もはや商品券等の購入の事実が推測されるということにとどまり、引渡しの事実及びその目的並びに相手方の特定ができない以上、交際費等であるのか否かさえ判断できないから、各支出を交際費等であると認めることはできない、ということでした。

**納** 税者の異議申立を受けて国税不服審判所が出した

判断は、次のような普遍性の高い内容のものでした。

**企** 業が相手先を秘匿するような支出は、違法ないし不当な支出につながりやすく、それがひいては公正な取引を阻害することにもなるので、そのような支出は極力抑制する必要がある、との立法趣旨からすると、支出の時期、金額の多寡等からみて相当と認められる金品の贈答については、公正な取引を阻害することにつながるものではなく、相手方の住所 氏名まで一々帳簿書類に記載しないのが通例であると認められるから、その通例処理には相当の理由があると解され、相手方の氏名等を帳簿書類に記載しなかったことが秘匿するためであったか否かを判断するまでもなく、その引渡しは使用秘匿金の支出には当たらないというべきである、と。

順当な判断といえます。

納期の特例の承認を受けている事業所(常時 ○人未満)では、1月～6月に支払った給与、退職金から徴収した源泉徴収額を7月10日までに納付します。  
1日、富士山の山開き。  
「富士には月見草がよく似合う」と太宰治は言っています。月見草は、夏の夕べ咲き始めは白い色ですが、翌朝しほむ頃には薄いピンク色となる清楚な花です。  
7日小暑、22日大暑。



天才？ そんなものは決してない。  
ただ勉強です。方法です。  
不断に計画しているということです。  
(フランスの彫刻家 ロダン)

### 7月の税務メモ

(国 税)		(地方税)	
○6月分源泉所得税の納付(特例適用者は1～6月分の半年分)	10日	○6月分個人住民税特別徴収分の納付	
○所得税の予定納税額の減額申請	15日	○5月決算法人の確定申告	
○所得税の予定納税額第1期分納付	31日	○11月決算法人の中間(予定)申告	
○5月決算法人の確定申告	"		
○11月決算法人の中間(予定)申告	"		
	(地方条例による)	○固定資産税(都市計画税)の納付	

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。